

申告に必要なもの（一部）

- ・マイナンバーカード、運転免許証など身元確認ができる書類
- ・本人名義の預金通帳など口座番号が分かるもの
- ・給与、公的年金の源泉徴収票（年金支払通知書は不可） ※公的年金の源泉徴収票は、1月中旬に発送されます。（問合先：ねんきんダイヤル☎ 0570-05-1165）
- ・次のいずれかの控除を受けるための証明書など

- ①医療費控除…作成済みの明細書
- ②社会保険料・障害者控除…領収書、証明書など

※国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済通知は1月下旬に発送します。

※65歳以上で要介護認定を受けていて障害者（特別障害者）控除の対象となる、または障害者手帳を持っていて区分の度合いが異なる方には、1月下旬以降に障害者控除認定書を送付します。

- ③生命保険料・地震保険料控除…控除証明書
- ④扶養・配偶者（特別）控除…その所得が分かるもの
- ⑤寄附金控除…寄附した団体の領収書など



ふるさと納税をした方へ

- ・ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した方が申告するとワンストップ特例の適用が受けられなくなります。申告の際は、全ての寄附金を申告してください。
- ・6自治体以上のふるさと納税を行った場合は、ワンストップ特例を受けることができません。各自で申告を行ってください。

医療費控除を申告する方へ

- ・明細書が作成されていないと受付ができません。
- ・医療費（セルフメディケーション税制を含む）の領収書の提示・提出は不要になりました。領収書は各自で5年間保管してください。

確定申告書の作成はインターネット、申告書の提出はe-Taxまたは郵送で

国税庁ホームページまたはスマホから簡単に申告書を作成できます。計算誤りの心配もありません。また、申告書の提出はe-Taxまたは郵送を推奨しています。混雑緩和にご協力ください。

提出方法

e-Tax（確定申告のみ）

- ・マイナンバーカード方式 ・ID・パスワード方式（事前取得が必要）

郵送

- ・確定申告書…豊橋税務署（〒440-8504 豊橋市大国町111）
- ・市県民税申告書…税務課市民税担当（〒443-8601）

